

平成 22 年度 佐久間道路浦川地区外 1 件土地評価業務 特記仕様書

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、「平成 22 年度 佐久間道路浦川地区外 1 件土地評価業務」（以下「本業務」という。）に適用するものであり、本業務の実施にあたっては、用地調査等共通仕様書（以下「共仕」という。）・請負契約書に基づき実施するものとし、重複する事項については、本特記仕様書を優先する。

第 2 条 業務報告等

1. 業務週報

業務の進捗状況は、業務日報に代えて、業務週報にて報告するものとし原則として翌週速やかに提出するものとする。

2. 業務打合せ

イ. 業務についての打合せ・協議は下記のとおりとする。

- ①作業開始時
- ②作業終了時
- ③成果品納入時
- ④その他必要と認められる時

ロ. 請負者は、監督職員と打合せ・協議を行った場合、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督職員の確認を得なければならない。

第 3 条 打合せ

本業務を予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合については、全ての打合せに主任担当者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するものとする。

ただし、全ての打合せに主任担当者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

第 4 条 配置主任担当者の手持ち業務量の制限

1) 本業務に配置する主任担当者は、本業務の入札公示日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者でなければならない。

ただし、本業務の入札公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建

設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、全ての手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

2) 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置主任担当者と同等の同種業務実績を有する者
- ② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

第5条 個人情報の取扱い

請負者は、本業務の履行に当たって、別紙1に定める「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき実施しなければならない。

第6条 支給貸与品

監督職員から貸与された物品は、汚損無く管理するものとし、調査終了後若しくは契約解除後は直ちに返還するものとする。なお、貸与品が破損及び紛失した場合は請負者の負担により復元するものとする。

第7条 価格時点

本業務に係る土地評価の価格時点は、平成22年4月1日とする。

第8条 使用図書

1. 比準作業の格差率等は「土地価格比準表（六次改訂）」、「土地価格比準表の手引き（六次改訂）」を参考に行うものとするが、別の格差を用いる場合は、その根拠を明らかにしなければならない。

第9条 一体評価

1. 比準調書（案）の作成にあたり、地上権、永小作権、賃借権等が設定され、隣接する土地を一体として利用し、これにより効用が認められる場合は一体として評価するものとする。ただし、一体的に取引（処分）することが通常でないときは一体評価を行わないものとする。なお、一体評価の算定にあたっては、監督職員と協議のうえ行うものとする。

第10条 標準地の選定

標準地の選定にあたっては、監督職員と協議し選定すること。

第11条 格差率の補正

格差率を補正する場合は不動産鑑定士の意見書を徴収すること。

第12条 再委託

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、下記に掲げるものとする。
用地調査等における企画立案、業務遂行管理及び統括、調査等及び補償算定手法の決定
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの軽微な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託を行うときは、契約書第6条第3項に基づき再委託の相手方の住所、氏名、業務の範囲、再委託の必要とする理由及び契約（予定）金額等を明記した書面を提出して発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、用地調査等を再委託に付する場合、本項各号について書面により再委託者との契約関係を明確にしておくとともに、再委託者に対して用地調査等の実施について適切な指導、管理のもとに用地調査等を実施しなければならない。

- 一 再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託者の相手方が行う業務の範囲
- 二 再委託の相手方が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲

なお、再委託者及び再々委託者は、国土交通省中部地方整備局の補償コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第13条 土地の立入等

現地立入に際しては地元感情に充分留意し、事前に土地及び物件所有者の了解を得て行うものとする。

第14条 身分証明書

請負者は、発注者から用地調査等に従事する者の身分証明書の交付を受けるため、受注後速やかに別紙2に定める「身分証明書交付願」を作成し提出するものとする。

第15条 成果品

1. 本調査の成果品は、下記のとおりとする。

- ①標準地評価調書（案） 一式（2部）
- ②比準調書（案） 一式（1部）
- ③用地調査等業務週報及び 一式（1部）
打合せ記録簿
- ④CD（上記成果品の光磁気記憶媒体）一式（1部）

2. 成果品の納入場所は、浜松河川国道事務所用地課とし、完了検査の合格をもって完成とする。

3. 成果品の様式で共通仕様書等に記載のないものは別途監督職員より指示するものとする。

4. 成果品の提出先は、浜松河川国道事務所用地課とする。

5. 成果品のデータは Excel で提出するものとする。

6. 作成する文章等については一太郎、Word 若しくは Excel で作成するものとする。

7. 成果品をフロッピーディスク（CD）等の磁気記憶媒体で提出する場合は、コンピューターウイルスチェックを行い、媒体がウイルスに感染されていないことを確認し、かつウイルスチェック完了レポートを提出するものとする。

第16条 作業数量の報告

請負者は、本業務の作業数量に変更が生じることを知り得た場合には、その事実を速やかに監督職員に報告するものとする。なお、実数をこの契約の履行期限の20日前までに発注者に報告しなければならない。

第17条 業務実績データの登録

1. 受注者は、契約時、変更時及び業務完了時において契約金額（税込）100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督又は調査職員の確認を受けたう

え、受注時は契約後１０日以内（土曜日、日曜日、祝日等を含まない。以下同じ。）に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、完了時は業務完了後１０日以内に、また、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関から「登録完了のお知らせ」として、「登録内容確認書」が発行され、受注者がそれを入手した際は、その写しを直ちに監督又は調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- ２．予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく調査基準価格を下回る金額で落札した場合、測量調査設計業務実績情報サービス（ＴＥＣＲＩＳ）に業務実績情報を登録する際に業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で登録しなければならない。

第１８条 業務コスト調査

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受託者は下記の事項に協力しなければならない。

- １．受託者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して９０日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途調査職員から指示するものとする。
- ２．受注者は、提出された調査票等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第１９条 行政情報流出防止対策の強化

- １．受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
- ２．受注者は、別紙３「業務委託等における行政情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。
- ３．発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第２０条 請負者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- 一 契約書第３８条に規定する瑕疵責任に係る損害
- 二 受注者の責により損害が生じた場合

第２１条 その他

本特記仕様書に記載のない事項及び不明な点については、監督職員と請負者は協議してこれを定めるものとする。